

第10期地域担当職員を募集するに当たり、各地区まちづくり協議会が地域担当職員と共に協働でチャレンジしたいこと

	プロジェクト名	プロジェクトでこんな「未来」や「地域の変化」をつくりたい	地域担当職員と共に取り組んでみたいこと	地域担当職員にサポートしてほしいこと	うちの地区は、このような方にも地域担当職員になってほしい
市辺地区	★新市辺コミセン賑わいプロジェクト ★人にやさしい、人が優しいまちづくりプロジェクト	★コミセンに行けば、新しい発見、体験、情報があり気軽に利用・相談ができる。 ★フリースペースを活用した催事が常になり、つながりの場として賑わっている。	★コミセンのフリースペースに地区の老若男女や親子が集い、自然とコミセンに行きたくなる楽しい居場所づくりを企画したい。	★運営資金(運営協力金・助成金など)の調達方法	
玉緒地区	★布引の森「自然と触れ合う子ども体験学習」	★自然と触れ合う機会を設定し、環境にやさしい地域づくりを目指す。	★「布引の森」において、小学生を対象にのこぎりの使い方、新割り、木工作品づくりなど自然を介した体験学習に取り組みきたい。	★参加する小学生を布引の森まで連れていく手段がない。	★まち協の活動に対して委員と交流を深めていただき、親睦を図ってもらえる方。
建部地区	★子ども預かりの場づくり	★下校後の子ども達が集まり、楽しく過ごせる場所 ★お年寄りが子どもを見守り、一緒に集める場所	★子どもの預かり経験がある団体などの紹介や仲介	★建部コミセンが小学校から遠いので、子どもの預かりを行う場所の検討が必要。事業の進め方がわからない。	★子どもの預かりを進めるためのノウハウを持っている人
中野地区	★なかのよいまち「笑顔あふれるまち」(仮称)	★「笑顔あふれ」出会った人と挨拶が交わって、困っている方などに、手を差し伸べ相互扶助の優しい心が芽生え、潤いのまちにしたい。	★笑顔の写真をSNSなどを用いて投稿していただき、地区の文化祭などでの展示や「まちかどアート」で素敵な写真などを表彰し、中野地区を盛り上げたい。	★まち協だけで取り組むのは人材不足(若手が少ない)で、財政的に厳しい。中野地区の組織や事業者と声掛けしながら、進める必要があるが、どのような方法で進めていけばよいかわからない。	★中野地区を良くし「住みよい、住みたいまち」にしたいと考える方 ★SNSに興味のある方 ★機運の盛り上げ役やSNSの対応指南役などをお願いしたい。
八日市地区	★ちよこつと清掃プロジェクト	★自治会単位で全世帯が家の前を「ちよこつと」清掃をする。高齢者1人住みなどは、自治会が応援してあげておみをなくす。	★市全域の取組にし、美しい故郷づくり、まちづくりの意識を醸成できるように力をかして欲しい。	★まずは実行する地域を決めて実践してみたい。	★誠実で連携をうまくやってくれる人
南部地区	「まちづくりビジョンⅢ」 ①出合いの場の創出 ②親しみのあるまちづくり ③南部ランドマークの創出 ④プラットフォームの運営	★「ときめくまち」をテーマに「誰もが笑顔で暮らし活力あふれるまち南部」を目指している。社会の変化により地域住民に回避的な傾向がみられる。どんな人の笑顔・地域の「景色」を思い描くための大きなエネルギーがいるときと「今」を捉えている。	★「集いの場所づくり」や「居場所づくり」の活動として、フリーマーケットやボランティアセンターづくりを始めたい。今後「こども食堂」の事業も関わる予定。地域担当職員と一緒にまちづくりを進めたい。現場の面白さを感じたり、地域の人の共感を楽しんでもらいたい。	★地域担当職員には、ややこしいことをお願いすることはない、一緒にまちづくりを楽しんでもらいたい。まちづくりを進めるうえで、地区のメンバーではわからないことや関係機関とのつなぎ役やコンタクトをとる相手などのアドバイスいただきたい。	★現在も地域担当職員に支援いただいている。イベントや会議などにも参加していただいたり、いろいろ教えていただいたりして、本当にありがたい。
永源寺地区	★現在実施している「みらい会議」への参加	★学校の助けでほしい困りごと、地元で活躍されている団体の紹介、「5年後の私？」などをテーマにして、地区内各種団体が集まり話し合いを行っている。その話し合いの場に地域担当職員にも参加していただき、感じてもらいたい。	★「みらい会議」で出た意見を活かしたまちづくり協議会の活動を実施するに当たり、一緒に取り組んでもらいたい。住民と各種団体のパイプ役になってもらいたい。	★新たな事業に取り組んでいるが人材が一番の悩み。	★企画力があり、積極的に意見の言える人、地域や住民となじめる人
五個荘地区	イエロープロジェクトの推進 ★菜の花と新幹線をジョイントしたスポットづくり ★地区住民の憩いの場づくり ★外国人移住者との交流の場づくり	★移住者や外国人移住者とのコミュニティづくりを進め、併せて地域コミュニティの再構築。 ★畑一面が黄色く染まるまでの作業を通して、多くの人々の参画を促進し、交流を図る。	★地域団体役員の高齢化と担い手不足のなか、発想や着眼点に乏しくマンネリ化の打破を地域担当職員に期待したい。 ★地域担当職員との話し合いの場を年数回程度持ちたい。		
愛東地区	★人口が増え、安心して暮らすことができる町プロジェクト(仮称)	★地区内の自治会、団体、企業、施設が連携できるつながり形成されて、一丸となって、まちづくりに邁進する姿を目指す	★地区内の状況のデジタル化 ★理想の地域イメージ化 ★つながり会える場づくり	★地区内の情報がわからない ★先進事例の探し方がわからない	★地区内の現状を把握し情報を提供できる人 ★地域でまちづくりを実践することに意欲のある人 ★東近江市を全国に発信したい人
能登川地区	①(仮称)能登川秋祭りプロジェクト ②(仮称)子どもの居場所がほしいプロジェクト ③(仮称)縮子山北向き観音展望デッキ設置プロジェクト	①能登川地区の住む・働く・学ぶ、住民がこの日だけは参加したいと思えるような秋祭りを開催したい。 ②町なかで多種多様な子どもの居場所がたくさんあり、就学前の子どもから中高生までそれぞれが居やすい場所をみつけられるようなまちを作る。 ③縮子山北向き観音からの眺望を能登川地区住民はもとより他地域からの来訪する観光スポットにしたい。また、大型デッキを設置し、飲食できるカフェを常設したい。	①まち協と接点がないような参加団体の提案。財源案 ②制度設計に関する諸問題の調査。必要に応じたアンケートなどの調査。 ③設置に際する諸問題の調査。財源案。	①若いスタッフ不足 ②空き家の改修など設置時の諸経費用についての財源案(ふるさと納税やクラウドファンディングなど先進事例の紹介)見守り員、事務員などの継続的な経費についての財源案。 ③国定公園内であり、様々な規制がある。相当数の来訪者が乗っても安全を確保できる設計が必要。	①問題解決のために参考事例となる情報を持っている方、積極的に提案できる方。 ②③問題解決のための専門知識を持っている方、積極的に提案できる方。

【地域担当職員】

人数：総勢99名（※第10期新規17名）

地区別：平田地区4名、市辺地区7名、玉緒地区5名、御園地区3名、建部地区5名、中野地区4名、八日市地区4名、南部地区4名、永源寺地区13名、五個荘地区11名、愛東地区8名、湖東地区10名、能登川地区13名、蒲生地区8名

若者の地域活動・市民活動を
応援します！！

令和7年度

東近江市

住み続けたい地域づくり交付金
(若者の団体対象)

－ 募集要項 －



募集期間 令和7年5月1日（木）～6月30日（月）

- ◆ 受付時間 8：30 ～ 17：00（土、日、祝日除く）
- ◆ 6月30日（月）必着（郵送の場合も含む）

① 交付の概要

若者が生まれ育った地域のよさを再認識し、東近江市に定住し結婚し安心して子育てできる地域づくりを推進するため、若者の団体が自ら企画して実施する地域活動や市民活動に対して、市がその経費の一部を交付します。

・対象団体の条件

主に若者（令和7年4月1日現在で、13歳からおおむね30歳までの者）から構成される団体で、下記の条件を満たす団体

- ① おおむね5名以上の若者で構成すること。
- ② 団体の構成員の内、市内に在住、又は市内に通勤若しくは通学をしている若者が半数を占めていること。
- ③ 18歳未満の者だけで行う活動については、1名以上の保護者又は所属する学校長の同意を得ること。

* 会員相互の共益や親睦活動、営利を目的とする団体や宗教・政治活動を主な目的とする団体は対象となりません。

・対象事業

若者の団体が行う地域活性化の取組若しくは地域課題の解決に向けた取組

* 団体の運営資金や既存の活動は対象外です。また、市等が実施する他の財政的支援を受けている事業や受ける予定の事業も対象となりません。

・交付金額

10万円以内（交付対象経費の1/1）

② 応募（提出）方法

所定の事業計画書に必要事項を記入の上、まちづくり協働課に持参してください。簡易書留での郵送による提出も可能です。（ファックス、メールは不可）

【提出書類】

- ① 住み続けたい地域づくり交付金事業計画書（様式第1号）
- ② 団体構成員名簿（任意様式）
- ③ 18歳未満の者だけで活動する場合には同意書（任意様式）

③ 交付の対象となる経費・対象とならない経費

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに行われる活動で採択された事業の経費が対象となります。ただし、審査結果により不採択や採択外経費となった場合は、団体の自己資金等での負担となりますので、御注意ください。

・交付の対象となる経費

項目	交付対象経費
報償費	講師・有識者への謝金、謝礼その他交付対象事業の実施に直接必要なもので、実施団体以外の者に支払う経費
旅費	調査、研修、講師・有識者への交通費その他交付対象事業の実施に直接必要な交通費
需用費	事業の実施に要する消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。）及び印刷製本費
役務費	事業の実施に要する通信費、通訳料、保険料、筆耕料等
使用料及び賃借料	事業の実施に要する会場借上料、バス借上料、コピー使用料、施設入場料等

・交付の対象とならない経費

備品、建物及び土地の取得、造成、補償などに係る経費
補助金、交付金、出資金、寄付金、募金、賞金などの経費
団体の経常的な運営及び事務所等の維持に係る経費（事務所の家賃や光熱水費等）
領収書等により、事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
その他、交付事業の実施に直接かかわらない経費（交際費等）

※経費に係る領収書やレシートを必ず保管しておいてください。事業の実績報告の際に提出する必要があります。

※支出を予定している経費が交付対象になるかどうか判断に迷う場合は、まちづくり協働課まで事前にお問合せください。

④ 交付対象事業の選定方法

交付対象事業の選定は、下記の審査基準に基づいて、書類による審査を行い決定します。

・審査基準

主体性	若者が主体的に実施する事業であるか。
新規性、継続性	既存の事業ではなく、新規の事業であるか。事業が継続的に行われるものか。
社会貢献、地域活性	地域の公益につながる事業であるか。地域の活性化につながる事業であるか。
実現可能性	実現可能な事業計画であるか。事業に必要な経費が妥当なものか。

・選考結果及び交付団体の決定

選考の結果は、応募された各団体に通知します。

審査の結果により、申請額に対し交付額が減額されることもあります。

⑤ 交付申請

選考結果通知により、交付の対象団体になった場合は、交付申請書を提出してください。事業完了前に交付金の交付を希望する場合は、交付決定通知書を受け取った後に、交付請求書（概算払）を提出してください。交付請求書の提出から口座への振込までに一か月程度時間を要します。

⑥ 事業実績の報告

交付対象の事業終了後、速やかに実績報告書類（事業実績書、収支決算書）、活動中の写真、資料、領収書、レシート等を提出していただきます。

提出期限：事業完了後1か月以内又は3月末日のいずれか早い日

⑦ 事業の普及・公開

活動内容の普及促進や成果の周知を図るため、交付対象団体の活動内容、交付金額などについて、東近江市ホームページ等に掲載します。また、活動発表会としてわくわくこらぼ村（市民活動推進交流会）に参加していただきます。

【わくわくくらぼ村 ～市民活動推進交流会～】

市内の市民活動団体の活動を広く知ってもらい、市民活動の裾野を広げることや市民活動団体同士が交流する機会を創出することを目的に、「わくわくくらぼ村～市民活動推進交流会～」を開催しています。

事業が採択された団体は、採択年度の交流会（例年冬に開催）に参加し、活動発表を行っていただきます。

⑧ 交付金の交付請求

実績報告書類を提出後に、額の確定通知書を送付します。確定通知書の送付後に、交付請求書を提出してください。交付請求書から口座への振込までに一か月程度時間を要します。

※概算払で事前に交付金を受け取っている場合はこの限りではありません。

Q&A

Q 1 現在団体として活動していて、新しい事業を始めたいと思っています。交付金の対象となりますか？

A 1 以前から実施されている事業については、交付の対象となりませんが、新しく始める事業については対象となります。実施予定の事業が交付対象となるかは、事前にまちづくり協働課まで相談してください。

Q 2 交付金の対象期間は？

A 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間を対象期間とします。

Q 3 交付決定以前に行う事業は、交付金の対象となりますか？

A 3 採択された事業の経費であれば、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの年度内経費が対象となるので、採択の決定前でも対象となります。ただし、不採択事業や採択外経費となったものは対象外となります。

Q 4 会員やスタッフに出す昼食や飲み物は対象になりませんか？

A 4 イベントなどの事業を行う際に、準備や当日の運営等で作業が1日となり、昼食を取らざるを得ない場合などは対象となります。ただし、必要以上に豪華なお弁当など、事業に必要であると明確に説明できないものは対象外となります。

Q 5 講師謝礼で、団体の構成員が講師をした場合は交付の対象となりますか？

A 5 対象となりません。

Q 6 事務所の光熱費や事務局員の人件費は対象になりますか？

A 6 団体の経常的な活動に要する経費（事務所の家賃、光熱水費、事務局員の人件費な

ど)は対象になりません。交付事業の実施に直接必要となる経費(事業実施のための部屋の使用料、電気代、ガス代、水道代、人件費など)は対象となります。

Q7 備品は対象となりますか？

A7 交付の対象となりません。

【備品の例】

パソコン・デジカメなどの電化製品、机・いす・棚などの家具類等

Q8 申請時の事業計画や予算などは、事業実施の際にどの程度変更できますか？

A8 基本的には変更はできませんが、軽微な変更については認める場合があります。できるだけ綿密な計画のもとに申請書を提出してください。なお、実績報告等により、初期の目的や計画から逸脱していると判断したときは、交付額を減額する場合や取り消す場合があります。そのため、当初の計画から変更になる場合は、事前にまちづくり協働課までお問合せください。

【軽微な変更例】

- ・交付の目的及び交付事業の遂行に影響を及ぼさない範囲での細部の変更をする場合(消耗品・原材料の数量の変更など)
- ・予算科目の変更は、変更額が予算額から30%以内かつ3万円以内の場合

Q9 経費は全て領収書が必要ですか？

A9 交付金の対象となる経費については、全て領収書が必要です。領収書がもらえない経費については、支出したことが証明できる書類(任意様式)を添付してください。また、市の監査の対象となりますので、交付金に係る書類は明確に区分し、5年間保管してください。

Q10 交付金はいつ交付されますか？

A10 通常事業終了後、交付額が確定した後に交付金を請求できます。事前に交付金の交付を希望される場合は、交付請求書(概算払)を提出してください。請求書の提出後概ね1か月で交付金を振り込みます。



【事務の流れ】



<市>

<申請者>

5月1日（木）

募集開始

事業計画書提出

《受付・書類審査》
・対象団体、事業等の
要件の確認
・提出書類の確認など

追加・修正

6月30日（月）

応募の締切

7月中旬

選考結果通知書送付

交付申請書提出

交付決定通知書送付

交付金交付（概算払）

交付請求書（概算払）提出

事業完了後
1箇月以内
又は
3月末の
いずれか早い日

事業実績報告書受理

実績報告書提出

- ・成果報告書
- ・収支決算書
- ・活動中の写真、資料
- ・領収書、レシート等

額の確定通知書送付

交付請求書

交付金交付（精算払）

★採択団体は、例年冬に開催している「わくわくこらぼ村～市民活動推進交流会」に活動発表も兼ねて参加していただきます。

【問合せ・応募書類の提出先】

東近江市 市民部 まちづくり協働課

527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

電 話 0748-24-5623

I P 電話 050-5801-5623

F A X 0748-24-5560

E - mail machikyo@city.higashiomi.lg.jp

ホームページ <http://www.city.higashiomi.shiga.jp/>



令和7年度 第1回東近江市市民協働推進委員会 振り返り

まちづくり協議会への支援の現状と課題

現在のまちづくり総合交付金の配分（人口や面積基準）から、事業実績・内容に基づく傾斜配分が提案のほか、将来像として「関わる人を増やす」「活動を面白くする」支援が求められている。

○担い手支援と市の役割

「担い手の育成」から「担い手の支援」への移行が進み、今後は市による施策やインセンティブの設計が必要

○会議運営と住民参加の工夫

ファシリテーターの活用や外部人材の導入により、地域会議の質向上と多様な住民参加を促す工夫が提案

○若者・子育て世代の関与

子育て世代や女性に関われる仕組みが必要であり、興味に応じた柔軟な参加形態が有効とされた。→ピンポイントであればボランティアで関わりたい、手伝いたい。
（例：建部まち協主催のeスポーツへ親子ボランティアが応募）

○地域内の連携と役割の再定義

情報の分散や個別活動の現状を踏まえ、まちづくり協議会が地域のハブ役を果たすことが望まれる。→30代から50代の女性の個々の活動が活発。まちづくり協議会が情報整理し、つなぎ役になれば地域も盛り上がる。

○自主事業・収益事業の活用

一部の地区で収益事業（トレイル事業等）が進む一方、未実施の地区にはノウハウなどの支援が必要なため、「学びあい磨きあい研修」による支援が引き続き必要。

○情報伝達の課題

情報の末端までの伝達不足、市職員の認識格差に対し、活動の見える化が求められている。→庁内電子掲示板、広報紙、SNS等による情報発信を引き続き実施

○企業・事業者との連携

企業参画を促すために行政支援とインセンティブの設計が必要。地域活動団体等との接点づくりが鍵

○好事例の紹介

御園地区の「おにぎり食堂」では、住民の自然な関わりによって事業の成功とつながりが生まれている。

○イベントの形態と方向性

小規模・高頻度のイベントによる関わりの拡大が進み、まちづくり協議会は何かし
たい人に場や資金を提供する役割に変化している（湖東地区まち協）。→事業実施の
ノウハウがなく個々でイベントや事業をしたいと思っている人などを支援するのがま
ちづくり協議会となっていけば、関わる人や自分事になる人が増えるのではないか。

今後の検討方向

- ・まちづくり総合交付金の配分方法やインセンティブの再構築
→「担い手の育成」から「担い手の支援」への移行
- ・SNS等を活用した活動の見える化
- ・次世代を担う人たちを集める情報共有の場づくり
→柔軟な参加形態によって「自分事」として関われる企画や環境の構築
- ・まちづくり協議会と地域担当職員との連携強化、役割の再定義→地域担当職員の活動領
域のストレッチ（活動時間・単一地区にとどまらない）によって、互いにウィンウインの関係性を
構築

まちづくり協議会支援と地域担当職員制度の将来に向けて

1. 背景

まちづくり協議会への支援は、財政支援として「東近江市まちづくり総合交付金」、人的支援として地域担当職員による伴走支援が運用されているが、制度の硬直化や情報の偏り、若年層の関わりの少なさ、職員のモチベーション課題など、持続可能な仕組みとしての課題が顕在化している。

2. 支援の新たな方向性(まち協・行政・職員の一体化)

◎まちづくり協議会:支援の質的転換

- ・従来の交付金配分（人口・面積基準）から、事業の目的性・実績・創意工夫に基づく傾斜配分への転換
- ・広報活動だけでなく、「小規模な現場参加の機会（イベント・居場所活動など）」によって、ボランティアや子育て世代など、多様な主体が関われる「ゆるやかな関与（短時間・一部のみ参加など）」、「興味からの参加」の尊重
- ・ファシリテーターの導入や収益事業等の地域資源活用の促進

◎地域担当職員制度:行政と地域の“翻訳者”としての役割強化と職員のやりがい視点からの制度見直し

- ・・・地域担当職員を中間支援・情報収集発信・制度連携の担い手として再定義

○動機づけ・成長の機会としての地域担当職員制度「まちと共に育つ職員」

- ・ファシリテーション力、地域調整力、政策形成力の向上を職員の育成機会として活用→地域会議の質向上
- ・活動報告による庁内外の共有や広報紙等での活動紹介により活動の「楽しさ・やりがい」に見える化→自己肯定感・連帯感の醸成
- ・ボランティア休暇制度や業務時間内活動の許容など柔軟な運用体制

○育成・交流の場づくり

- ・共創塾等を通じた研修の機会提供→専門スキル（ファシリテーション等）の習得支援、まち協活動の情報収集・発信、パイプ役としての機能強化
- ・地域担当職員間のネットワーク構築、事例共有

○マッチングと可視化

- ・まち協の「必要な支援内容（人材・スキル）」とまち協の課題・期待の「見える化」によって職員のスキルや「得意分野・やりたいこと」とのマッチング（逆指名制度等）

3. 両者の一体的再設計に向けて

見直し視点	まちづくり協議会	地域担当職員制度
目的	住民の自発性を引き出す地域づくり	職員の現場視点育成・地域支援
支援方法	事業・プロジェクト単位への傾斜配分	担当制＋柔軟な活動範囲の確保
成果評価	自慢大会・表彰制度	人事評価・やりがい支援・発信機会
情報発信	地域内外へ「頑張りの見える化」	役割の明確化、スキルとのマッチング
相互連携	地域の声を職員に届ける仕組み	行政制度と現場をつなぐ翻訳者機能

- ・職員、まち協双方からのフィードバック
- ・「やりがい」×「成果」×「評価」がつながる仕組み など

■今後の展望・検討内容

支援から共創への転換。地域に関わる多様な主体(住民、企業、職員)が対等な立場で関わり合い、共に学び、創る「共創型支援」へとシフト。そのコーディネート役として、地域担当職員は「共創ファシリテーター(情報伝達・調整・伴走支援)」としての役割が期待される。

→地域に自走型プロジェクトを創出する環境を整備

→まちづくり協議会が「地域の活動を支える場」、「機会提供のプラットフォーム」として、また地域担当職員はその土台を支える「共創のコーディネーター」としての役割を推進。

→地域全体の自発性と持続性を高める体制を構築し、市民・職員が一体となって育む「楽しく関われる地域社会」を実現することで、持続可能で開かれた「市民協働のまち」へ。

【資料 3】

地域の幸せ（ウェルビーイング）を高める これからのまちづくり

～次の20年を見据えた戦略的アプローチ～

1. なぜ今、新しいアプローチが必要なのか

20年の節目と社会構造の変化

まちづくり協議会 20年の実績

- 各地域で「共助」の仕組みが活発に展開
- 住民主体の地域運営が定着

しかし...

- 少子高齢化・人口減少の加速
- 担い手不足の深刻化
- 従来の「公助」「自助」だけでは限界

次の20年を見据えた新たなステップが不可欠

従来の指標の限界

「数字」だけでは見えない実情

例：保育園の状況

- 数値：「待機児童ゼロ」
- 実感：「保育園に通わせづらい」

問題点

- 表面的な指標だけでは住民の「実感」を捉えられない
- 地域の実情や課題の核心が見えにくい
- 住民が本当に「暮らしやすい」と感じているかわからない

2. ウェルビーイング指標導入の意義

 地域幸福度（ウェルビーイング）指標とは

デジタル庁も推奨する新しい「ものさし」

測定する要素

- 幸福感
- 満足度
- 生きがい
- 人とのつながり
- 安心感

数値では測りにくいけれど地域にとって非常に大切な「暮らしの実感」をデータとして「見える化」

3. 期待される4つのメリット

客観的な現状把握と対話の促進

住民の満足度データという客観的な根拠に基づき、「何が足りないのか」「何を大切にしたいのか」をまちづくり協議会、行政、住民が共通の「軸」を持って議論

「事業」から「暮らしの質」への重心移動

「事業をどれだけやったか」→「住民一人ひとりの暮らしの満足度・QoL」という本質的な視点からまちづくりを評価・再構築

住民の主体性・当事者意識の醸成

ワークショップや対話を通じて、住民自身が地域の「幸せ」について深く考え、現状や課題を「実感」として共有

次世代につながる説得力のあるまちづくり

データの裏付けにより活動成果が客観的に「見える化」され、次世代の担い手育成につながる説得力が向上

4. 具体的な進め方（5段階のアプローチ）

17 段階的な実施スケジュール

STEP 1：関係者への導入研修（8月～9月） 市職員・まちづくり協議会役員向け研修（デジタル庁ファシリテーター派遣制度活用）

STEP 2：住民参加型ワークショップ試行（10月～11月） 「幸せな地域ってなんだろう？」テーマでの対話型ワークショップ

STEP 3：全14地区での個別調査（12月） デジタル庁テンプレート活用の簡易アンケート実施

STEP 4：結果の分析・共有と振り返り（1月～2月） データ集計・分析後、地域別「振り返り会」を住民と共に開催

STEP 5：政策・支援への反映 データと住民の声を基に、地域ごとの支援や市の施策の方向性を再設計

5. 市職員（地域担当職員）に期待する役割

重要な3つの役割

1. 伴走者としての役割

- 単にアンケート結果の数字を見るだけでなく
- 日々の業務や住民との会話の中で得られる「気づき」を大切に

2. 接点の創出

- 「住民の声」と「行政の方向性」の橋渡し

3. ファシリテーション

- 住民参加型ワークショップでのファシリテーター

6. まとめ：共に歩む次の20年

「私たちは、どんな地域に生きていきたいのか？」

この指標は...

- 単なる調査ではなく、根源的な問いを住民と共に考えるための「新しいものさし」
- 「住民との対話のきっかけ」
- 20年間培ってきた「共助」の土台の上に建てる新しい視点

地域住民一人ひとりの幸せを「見える化」し、次世代につないでいく極めて意欲的な挑戦

☀ この新たなアプローチに
共に一歩を踏み出していただきたく
何卒よろしくお願い申し上げます ☀

募集中

誰かと一緒に考え 一緒に汗を流し、
おなじまなざしで創る

取組を表彰します

協働大賞ページ
エントリーシートや
過去の事例をチェック！



共に考え 共に創る

わがまち協働大賞

第10回

自治会やまちづくり協議会、市民活動団体、企業（個人事業主含む）、行政機関などが、協力しながらまちづくりをしている事例を募集します。

副賞

地域が元気になるもの
（地元企業などの協賛募集中）

募集期間：2025年6月30日（月）～9月1日（月）



応募要件

団体及び個人の活動で、以下のすべての要件に当てはまる協働事業です。

- ①これまでに実施した事業、又は現在実施している事業であること
- ②地域の課題解決を目的とした事業であること
- ③東近江市内の取組で市民、行政及び企業（個人事業主含む）などの公益的な協働事業であること
- ④以下の要件に当てはまらないこと
 - ・宗教の布教等や政治活動を主たる目的とする事業
 - ・公序良俗に反する事業

申し込み方法

(1) 応募方法

エントリーシートを受付期間内に提出ください。
 （自薦・他薦は問いません。）オンライン申請も可能
 協働事業ごとに応募することが可能です。
 （1つの主体が複数の事業を応募することができます。）

(2) 提出書類

- ・自薦：エントリーシート
事業概要がわかるもの（企画書、チラシなど）
- ・他薦：エントリーシート

※エントリーシートは、東近江市HP・まちづくりネット東近江HPからダウンロードか、以下QRコードからオンラインでも申請可能です。

(3) 受付期間

2025年6月30日（月）～9月1日（月）必着



←オンライン申請は
こちらから！

選考方法

(1) 選考方法

学識経験者、市民などで構成する東近江市市民協働推進委員会が選考を行います。1次選考を通過された団体には、最終選考に向けてのヒアリングと市民投票に参加していただきます。

(2) 選考基準

以下の項目から総合的に判断します。

- ・着眼点、インパクト
- ・協働性
- ・協働事業の成果
- ・波及性
- ・継続性、発展性

表彰式について

(1) 表彰式日程

今年度2月開催予定の「わくわくこらぼ村」内

(2) 表彰方法

表彰状、副賞をステージ上にて団体に授与します。

(3) 賞の種類

- ・協働大賞
- ・優秀賞
- ・協働コーディネーター賞
- ・高校生が選ぶ協働大賞など

※賞の名称は変更する場合があります。

エントリーシート提出・問合せ先

認定NPO法人まちづくりネット東近江

〒527-0028 滋賀県東近江市八日市金屋二丁目 6-25

MAIL: info@e-ohminet.com

TEL: 0748-56-1277 FAX: 0748-56-1277